

## 平成28年 第12回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年12月26日(月) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名  
1番 金崎 均            2番 水町 茂            3番 大西 準一  
5番 大福 裕子        6番 木浦 由子        7番 森 清一  
8番 永友 祥一        10番 永友 定己        11番 坂本 幸  
12番 宇治橋 俊美    13番 永友 清太        14番 渡瀬 俊弘  
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定(別記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第47号 農地移動適正化あっせん事業について  
第5 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第7 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第8 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭            局長補佐 三笠浩三  
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、只今から平成28年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27

条第3項により、総会は成立しております。本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当する案件がございます、議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、1番 金崎 均委員、2番 水町 茂委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日12月26日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日12月26日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

#### [事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【12月】2日（金）平成28年第3回高鍋町議会臨時会です。会長、水町委員、鳥井が出席しております。8日（木）平成28年第4回高鍋町議会定例会本会議が行われています。会長、水町委員、鳥井が出席しております。12日（月）平成28年第4回高鍋町議会定例会一般質問が行われています。会長、水町委員、鳥井が出席しております。13日（火）同じく一般質問が行われています。会長、水町委員、鳥井が出席しております。13日（火）認定農業者協議会研修会が行われています。会長、森委員、永友清太委員、事務局からは鳥井が出席しております。同じく13日（火）認定農業者との意見交換会が行われました。会長、森委員、永友清太委員、事務局からは鳥井が出席しております。15日（木）平成28年度第4回高鍋町議会定例会総括質疑が行われています。会長、水町委員、鳥井が出席しております。20日（火）平成28年第4回高鍋町議会定例会本会議が行われています。会長、水町委員、鳥井が出席しております。21日（月）現地調査です。水町委員、会長、大西委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。本日26日（月）平成28年第12回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席です。

業務計画【1月】です。4日（水）仕事始め式です。会長、全職員出席予定です。4日（水）新年賀詞交歓会が行われます。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。11日（水）第10回常設審議委員会です。宮崎県トラック協会で行われる予定です。会長が出席予定です。23日（火）現地調査です。大福委員、金崎委員となっておりますが坂本幸委員に訂正をお願い致し

ます、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。30日(月)平成29年第1回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席でお願い致します。業務報告、業務計画につきましては以上です。

[事務局]

3ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。農地法4条申請平成28年11月21日現地調査を行っております。申請人 ○○○○ 転用目的は駐車場で問題ありません。

農地法5条申請 平成28年11月21日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は駐車場で問題ありません。

譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は宅地分譲で問題ありません。

譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は農業用倉庫及び進入路で問題ありません。

なお、12月12日付けで許可となっております。

続きまして4ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてです。

1番 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 1,006㎡ 外4筆 取得日平成27年2月6日 取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。

2番 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 763㎡ 外5筆です。取得日平成27年2月6日 取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。

3番 権利者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 507㎡外3筆 取得日平成27年2月6日 取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。

4番 権利者 ○○ ○○ ○○ ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 1,224㎡外3筆 取得日平成27年2月6日 取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。

続きまして5ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 2,525㎡外2筆 賃貸人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 解約届出日 平成28年12月20日 解約成立日 平成28年12月16日 土地引渡日 平成28年12月31日 解約の理由は○○○○の借受辞退申出とともに新たな賃借人が見つかったことにより合意解約です。

続きまして6ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下げ

願いについてです。

1番 申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 787 m<sup>2</sup> 外 8 筆 平成27年第3回高鍋町農業委員会総会において永友清太委員及び渡瀬副会長があっせん委員に指名された売渡申出につきまして12月13日付けで取り下げ願いが提出されました。取り下げの原因につきましては新たな買受人が見つかったことによるものです。以上報告いたします。

[議長]

只今の報告についてご意見・ご質問はございませんか。それでは質問等無いようですから以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第47号 農地移動適正化あっせん事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。議案第47号 農地移動適正化あっせん事業についてです。

1番 平成28年11月30日 貸渡の申出です。申出者 ○○大字○○田 1952 番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○ ○○ ○○番 田 1,478 m<sup>2</sup>外 1 筆 2番 平成28年12月2日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,203 m<sup>2</sup> 3番 平成28年12月19日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 820 m<sup>2</sup> この申出につきましてあっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

只今、説明が終わりましたがご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】それではあっせん委員の指名をいたします。

貸渡申出	1番	担当委員	1番	金崎 均	委員
		順番委員	3番	大西 準一	委員
売渡申出	2番	担当委員	12番	宇治橋 俊美	委員
		順番委員	5番	大福 裕子	委員
	3番	担当委員	11番	坂本 幸	委員
		順番委員	6番	木浦 由子	委員

よろしく申し上げます。

次に、日程第5 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14ページをお開きください。議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番 賃貸借 農地の所在 大字〇〇 〇〇 〇〇番 田 469 m<sup>2</sup>外1筆  
貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇  
〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の永友定己委員お願いいたします。

[10番]

説明いたします。農地法第3条による許可申請です。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんが水田を借りるものです。所在地は大字〇〇の水田です。〇〇から100mほど東に入った所の2筆で1,291 m<sup>2</sup>です。〇〇〇〇さんは飼料稲を作付けされるそうです。書類等も揃っていて何も問題ないかと思われまのでよろしくお願ひします。なお、小作料は年間〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当が私(坂本会長)ですので報告いたします。

[15番]

現地調査の報告をいたします。12月21日に水町委員、大西委員、私(坂本会長)、事務局から鳥井局長、佐野主査で現地調査をいたしました。場所は永友委員が言われたとおり〇〇のすぐ近くで道路沿いにあります。現況では2筆が1枚になっており、草も綺麗に刈られており適正に管理されておりましたので問題ないと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

15ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当していない為許可要件をみたしていると考えます。借受人は〇〇において水稻を栽培しています。今回の申請は貸渡人の経営廃止に伴う借受人の経営規模の拡大であり、申請地において飼料稲を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[5番]

あまり問題ではないんですけども、15ページにあります農地の所在は誤記入ですか。私の勘違いですか。

[事務局]

間違いです。

[議長]

他に質問はありませんか。【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[事務局]

2番 有償移転 農地の所在 ○○大字○○字○○ ○○4番 地目 畑  
面積 284 m<sup>2</sup> 譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 譲受人 ○○大  
字○○ ○○番地 ○○○○ この件につきまして担当の大福委員お願いいた  
します。

[5番]

これは畑となっておりますが現在は竹林と言っていいのでしょうか。確認に  
行かなくても踏み入れることのできないほど竹が茂っておりました。○○○  
○さんもどうすることもできない状況の中、○○○○さんが野菜を植えたいと  
いう事です。整地されて使う事は近隣の方にも良い事だと思いますのでどうぞ  
よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願い  
します。

[2番]

只今、大福委員から説明がありましたけど、場所は○○の東側になり、○  
○○○さん宅のちょうど裏になります。竹林があるところで、ここに野菜が

植えられるのかなと疑問は感じましたけども、野菜を作るということです。出入り口が無く、裏に身長の高さ位の塀がしてあり、そこをよじ登って作業されるのかなと思いました。本人がいらっしゃらなかったのが確認はできませんでしたが、近隣には影響はないと思いましたので問題はないと判断いたします。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

16 ページをお開きください。まず訂正です。一番下の第2項の第7号ですが、貸渡人を譲渡人、借受人を譲受人に訂正をお願い致します。農地法3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当していない為許可要件を満たしていると考えます。今回の申請は譲渡人の経営廃止に伴う譲受人による農地の有効利用であり、申請地において露地野菜を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[1番]

ちなみに金額はいくらですか。

[5番]

10a 当たり〇〇という事です。

[議長]

他に質問はありませんか。【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

先程、15 ページで農地の所在が間違いでしたということですが、大字〇〇字〇〇 〇〇番 外1筆で訂正をお願いします。

[議長]

次に日程第6 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 280㎡外1筆 申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は露天農業用機械置場となっています。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。農地法第4条許可申請承認の件です。申請人は〇〇〇〇さんです。農地の所在は大字〇〇 〇〇 2筆 564㎡です。なお図面が19ページに載っております。〇〇から入って、〇〇の細い道を入り狭い道の西側にあります。目的は先ほどの説明どおり農業機械置場とのことで、自宅から近いからだそうです。機械類については22ページをご覧ください。書類等も揃っていて何も問題ないと思われます。なお、盛土等の工事費は〇〇円を予定しておられるそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

21日に事務局2名と委員3名で現地調査を行いました。この土地は以前から宅地にするという話を聞いていたんですけど、現在は耕作がしてありました。飼料稲か何か作ってあったと思います。盛土して資材置場を作るという事で別に問題はないと思っております。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画法に規定する用途区域内が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断され、転用許可対象となります。用途区域は第1種住居区域であります。転用目的は露天の農業機械置場であり、転用面積は2筆で564㎡となっております。転用理由は、現在、農業用機械置場



として、〇〇の圃場を利用しているが、今回、自宅近くの申請地を農業用機械置場としたいということで申請に至っております。東側は宅地、畑、西側は自己所有畑、南側は町道、北側は宅地となっております。露天による資材置場のため、日照、通風等の被害はなく、敷地内の雨水については、町道を挟んで南側にある排水路へ放流する計画となっております。また、敷地内の雨水については、排水施設を新設し、既存の排水路へ放流することとなっております。敷地造成にあたっては、水利組合等利害関係者とは緊密に連絡を取り、造成工事をするとの覚約書が添付されております。事業費は工事費〇〇円で預金通帳の写しが添付されております。なお、小丸川土地改良区からは農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては差し支えないとの意見書が提出されております。また、地元水利組合と協議し問題ない旨の意見書をいただいたとの証明書が添付されております。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[議長]

次に日程第7 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

23ページをお開きください。議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 22㎡所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は太陽光発電の進入路の一部ということでございます。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は28ページから30ページの写真にありますように太陽光の所在地は〇〇になりますが、入口が〇〇からでないと思いません。この土地は〇〇〇〇が30年前に〇〇を造っていたのですが、〇〇〇〇が〇〇〇〇さんに土地を売ることになっていました。この土地は〇〇〇〇さんの土地の農地の入り口と一緒にありますので問題はないと思

っています。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

先程、大西委員から説明がありましたように、道路から入って右左に道路があり、ちょうど入り口の右側の方に一部、前に申請した部分のもれがあったらしいのですが、道路敷ですので何も問題はないと思っております。写真を見て頂ければ一目瞭然ですのでよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の2分の1を超えないものに限る）」という条文に該当することから転用許可対象となります。転用目的は進入路の一部であり、転用面積は22㎡となっております。転用理由は、本転用農地の南側に位置する太陽光発電システム施設管理の進入路の一部ということで申請されております。進入路として使用しているため、現状維持のままで造成は必要ないため被害が生じることはないということをございます。進入路として使用しているため汚水は発生せず、雨水については自然浸透とするが、近隣の環境には十分に配慮し、被害が及んだ場合には当方が責任を持って対応するとの確約書が添付されております。事業費は追認であるため発生しないとのこと。また、追認であるため始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[13番]

30、31ページに写真がございますがどこの部分ですか。

[事務局]

30ページの上の写真を見ると、道路が手前の方にきていて、奥の方に行

く道がありますがちょうど真ん中で接続してる部分です。電柱の手前の部分だけです。

[議長]

その他ありませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

2の1、2の2とございますが同一事業ですので一緒に説明させていただきます。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,390 m<sup>2</sup> 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 2の2になります。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 981 m<sup>2</sup> 同じく所有権移転です。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 転用目的は太陽光発電施設となっております。担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明をいたします。場所は34ページを見て頂くと分かると思いますが、〇〇があります。そこを右の方へ〇〇へ行く狭い道があり、薄暗い山になってます。〇〇〇〇が〇〇〇〇さんの総面積 11,651 m<sup>2</sup>の内の 1,390 m<sup>2</sup>でして、畑ですがほとんど山林化しています。この畑を発電設備にしたいということでございます。2の2の〇〇〇〇さんも同じ〇〇〇〇が買い取られるとのことで、この畑も総面積 12,172.65 m<sup>2</sup>の内の 981 m<sup>2</sup>です。この畑もほとんど山になっているので綺麗になっていいのではないかと思います。〇〇〇〇さんも高齢で農業も出来ない状況ですので問題ないと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当が私（坂本会長）ですので説明いたします。

[15番]

現地調査の報告致します。渡瀬副会長が言われましたとおり、場所は〇〇の幹線道路から山の方に入った所です。山の傾斜を利用しての太陽光発電という事です。雑木林の中に〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの畑がその中にあり、現状は言われたとおりで周辺への影響はないと思います。また雨水等はため池

を造り、そこから放流という事です。問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

[14番]

言い忘れしました。価格は〇〇で、〇〇〇〇さんが10a 当たり〇〇円、〇〇〇〇さんが〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願ひします。

[事務局]

申請地は過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されますので転用許可対象となります。転用目的は太陽光発電施設であり、転用面積は1,390㎡と981㎡で合計2,371㎡となっております。転用理由は太陽光発電施設は広大な土地が必要であり、市街化区域で事業を検討したが、予算を大幅に超えるため断念したとのことです。設置選定地にあたっては、山の斜面を利用する計画であり、維持管理、日射量、日照時間を考慮し、今回の申請地が最適場所であるとし、今回の申請に至っております。他にも数地区の検討をされましたが当該申請地が最適地と判断されました。隣接地との境界にはフェンスを設け、転用による被害を及ぼさないように留意することとなっております。給水、排水はなし。雨水は調整池を設けて、付け替え水路に放流する計画となっております。今回農地転用申請地について、排水はないが転用による被害が及ばないように留意し、雨水処理を実施するとの確約書が添付されております。事業費は、消費税抜きで、土地購入費約〇〇円、太陽光発電部材費約〇〇円、パネル設置費、造成工事費約〇〇円、工事負担金約〇〇円、その他設備費用費約〇〇円、合計約〇〇円となっております。税込みで合計は約〇〇円となります。資金につきましては金融機関の取引残高証明が添付されております。なお、九州電力の工事費負担金請求書、経済産業省の設備認定通知書が添付されております。本事業費につきましては林地開発、排水路の付け替えが現在関係機関と協議中のため、ご審議いただき承認となった場合は、林地開発の許可、排水路付け替えの許可等がなされることを条件として宮崎県への進達をすることとなります。なお、本案件は林地開発が関係いたしますので、宮崎県本課案件となります。(宮崎県農村計画課) 34ページの図面を見てください。先程、渡瀬副会長からもご説明がありましたけど、〇〇、〇〇こちらが農地になります。太陽光を設置する広さにつきましては38ページをご覧ください。この図面の範囲を太陽光発電施設をするということになります。設置土地面積が12,885㎡です。林地

開発は 10,000 m<sup>2</sup>を超えたら許可が必要となりますので、林地許可の申請協議を現在しているとのことをごさいます。排水路の付け替えにつきましては、39 ページをご覧ください。真ん中辺りに 1 号洪水調整池、2 号洪水調整池とあります。そこに斜めに赤線が入っているところが現在の排水様式です。それを道沿いに排水路を付け替えるということで〇〇〇〇と現在協議中です。この調整池に水を貯めてから溢れた分につきまして県道の排水路に放流する計画となっております。こちらの方の協議がまだ整っておりませんので、承認されてから県に進達する場合は、林地開発許可と排水路の付け替えが条件として書かれて進達されることとなります。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして 3 番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 531 m<sup>2</sup> 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は自動車保管場所となっております。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明致します。申請地は〇〇になります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇になります。申請理由は現在〇〇〇〇を営んでいますが、社員、お客様の〇〇、〇〇等の駐車場がなく周辺に保管場所がないためとなっております。41 ページを見てください。赤い印がしてある所が申請地です。〇〇〇〇さんの家が道を挟んでありますが、敷地内に〇〇〇〇という店舗名で〇〇〇〇をされています。以前は〇〇〇〇にありますけども、この向かい側に宅地がありそこに置いていたのですが、現在自分の住居を建てており、そのころから申請地に〇〇を置くようになり、以前私が巡回した時に注意したことがあります。申請地は北側、西側は道路であり、南側が宅地、東側が芝畑になっておりますが地面の高さは同じであるため、土砂等の流れはないということで、また雨水も地下浸透あるいは排水溝に流すという事です。これは追認申請になりますが本人も深く反省しており、始末書も出されておりますので寛大な処置をお願いしたいと思います。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

先程言われましたように、11月21日に5名で現地確認を行いました。現在、45ページと宇治橋委員の言われるとおりこのように〇〇が置かれております。隣は芝を作っておられ、溝が埋まっている状態ですので、水をはかす為には溝の整備をしてもらいたいと思いました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから転用許可対象となります。転用目的は自動車保管場所であり、転用面積は531㎡となっております。転用理由は現在、〇〇〇〇を営んでおり、社員、お客様、〇〇、〇〇の駐車場がないため、また、周辺に保管場所がないため、今回の申請に至っております。北側、西側は道路であり、南側は宅地となっております。東側は畑となっておりますが地面の高さは同じであるため、土砂等の流出はなく、また、雨水も浸透する状態とのことです。汚水は発生せず、浸透外の雨水等については排水路に放流するとの確約書が添付されております。事業費は土地については〇〇、また、追認であるため発生しないとのことです。なお、一ツ瀬川土地改良区より農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては差支えないとの意見書が添付されております。なお、追認であるため始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明、報告が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[議長]

次に日程第8 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。所有権移転1番につきましては〇〇〇〇委員本人に関する事項の案件となり農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し〇〇〇〇委員につきましてはこの案件への議事参加が出来ませんのでしばらくの間ご退席をお願いします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

46ページをお開きください。議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、所有権移転です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 787 m<sup>2</sup>外 8 筆 所有権を移転する者 〇〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 担当代理の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請は、強化法による所有権の移転です。この田んぼは〇〇にあります。〇〇〇〇の約 200m 南側にある 9 筆の田んぼです。現在は 5 枚の田んぼに集約されてきちんと耕作されているようです。何も問題はないと考えます。購入後、〇〇〇〇氏は水稻を作付けされる予定です。価格は総額〇〇円です。よろしくをお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

47ページをお開きください。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 4,499 m<sup>2</sup> 所有権を移転をする者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明いたします。この田んぼは、〇〇の〇〇〇〇さんの家の近くにありまして、近所の〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんを買ってもらえないかと相談をし、〇〇〇〇さんも家の近くに田んぼを探していたので、合意となり今回の申請とな

りました。購入後は飼料稲を作られるそうです。問題はないかと思えます。価格は反当〇〇です。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 200 m<sup>2</sup> 外 5 筆 所有権の移転をする者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。〇〇〇〇と〇〇〇〇さんとの農地売買事業での貸付け期限の5年が経過することから買受するものです。〇〇〇〇さんは認定農業者でありまして、田んぼにつきましては早期水稻を作付けした後、綺麗にロータリーで耕耘されておりますし、畑につきましてもキャベツや里芋だと思えますがトンネル栽培で綺麗に管理されておりましたので問題ないかと思えます。対価は総額〇〇円です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

48ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字 〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,525 m<sup>2</sup>外 2 筆 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は2年前だったと思えますが、〇〇で〇〇〇〇



が購入し〇〇〇〇が借りていた土地です。先程5ページにあったように、〇〇〇〇が合意解約しまして、新たに〇〇〇〇さんを買って頂くということで、〇〇〇〇と継続するという形であります。現在は〇〇〇〇さんが牧草を作っておられますので、何も問題はないと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,729 m<sup>2</sup> 外 6 筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。平成28年12月31日で利用権設定の期限が切れますので、今回利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇さん、出しての方が〇〇〇〇さん、農地の所在が大字〇〇 〇〇と〇〇にまたがっています。6筆です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

49ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,672 m<sup>2</sup> 外 6 筆 利用権を設定をする者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の宇治橋委員よりご説明をお願い致します。

[12番]

説明いたします。これは再設定なんですけど現在の計画は、今年の28年1

2月31日で満了となりますので再設定の申請となります。〇〇〇〇さんの畑は〇〇一帯に7筆点在しております。今までどおり〇〇〇〇さんが〇を植えて管理されるそうです。管理も行き届いており問題はないかと思えます。使用料が反当〇〇円で総額〇〇円となっております。以上です。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,109 m<sup>2</sup> 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。これは先程の説明と同じで再設定でございます。今年で満期となり後5年間再設定という事です。〇〇〇〇さんが〇を管理されるそうです。借料が〇〇円、総額〇〇円でございます。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

50ページをお開きください。5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 321 m<sup>2</sup>外 20筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇であります。〇〇〇

○さんの農業者年金経営移譲年金による○○の使用貸借となります。12月31日で貸借期間が満了することから再設定の申請をするものです。○○○  
○さんは認定農家であり、いずれの農地も田んぼにつきましては早期水稲、畑につきましては、白菜、キャベツが作付けされておりますので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

52ページをお開きください。6番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 4,106㎡外1筆 利用権を設定する者 ○○ ○○ ○○番地 ○○ ○○ 利用権の設定を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いします。

[14番]

説明いたします。現在の計画が平成28年12月31日で期間満了を迎えることから、再設定の申請となります。○○○○さんは認定農家です。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

7番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 5,432㎡ 外1筆 利用権を設定する者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 利用権の設定を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 担当の渡瀬副会長より説明をお願いします。

[14番]

これも期間満了を迎える為の再設定となります。○○○○さんも認定農家

です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これをもちまして、平成28年第12回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長                      会 長

署名委員                      1 番

署名委員                      2 番